

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その3)

令和6年(2024年)

目 次

議案第 61 号	投票所施設の設備の損傷に係る損害賠償の額の決定について・・・・・	5
議案第 62 号	令和 6 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 8 号）・・・・・	6

議案第 61 号

投票所施設の設備の損傷に係る
損害賠償の額の決定について

次のとおり、令和6年（2024年）10月27日執行の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査における投票所施設の設備の損傷による損害金の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年（2024年）12月19日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 50,000円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市常盤666番地
社会福祉法人ピヨピヨの会
理事長 橋 本 志津恵 |
| 3 | 発 生 日 | 令和6年（2024年）10月27日 |

議案第 62 号

令和 6 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 8 号）

令和 6 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 748,595 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78,428,500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年（2024 年）12 月 19 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	14,055,605	748,595	14,804,200
	10 国庫補助金	5,010,664	748,595	5,759,259
歳 入 合 計		77,679,905	748,595	78,428,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	民生費	32,898,081	748,595	33,646,676
	5 社会福祉費	17,036,305	748,595	17,784,900
歳 出 合 計		77,679,905	748,595	78,428,500

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
15 民 生 費	05 社 会 福 祉 費	令 和 6 年 度 非 課 税 世 帯 給 付 金 支 給 事 業	千円 748,595